

2024（令和6）年7月31日

水道局企業職給料表(2) 2級昇格選考基準の見直しについて

当局では、2014（平成26）年度（2015（平成27）年4月1日付昇格）から「水道局企業職給料表(2) 2級昇格選考実施要綱」を定め、選考基準に達している技能職員に対して2級昇格選考を実施しています。

当該選考基準では水道局企業職給料表(2) 1級に在級している職員で、選考日の直近3年間の人事考課点及び勤続年数点、資格点の合計が100点に達している職員を選考の対象者としています。

このうち、勤続年数点においては、1級職員すべてが勤続20年以上となり加算点とする必要性がないことや、事務・技術職員の昇格選考との均衡を図る観点から、次のとおり選考基準の見直しを図ってまいりたいと考えていますので、ご協議いただきますようよろしくお願いします。

記

1 主な変更点

選考基準について、人事考課の絶対評価点、資格点の合計が、水道局企業職給料表(2) 1級の絶対評価点の平均点以上の職員を選考対象者とする。

- ・人事考課点については、昇格選考日の前年度人事考課の絶対評価点とする。
- ・勤続年数点については、廃止する。
- ・資格点については、昇格に必要な資格を追加する。

- 【参考：別紙のとおり】
- 1 「昇格選考基準の新旧対照表」
 - 2 「選考基準対象者の比較」
 - 3 「資格点の新旧対照表」

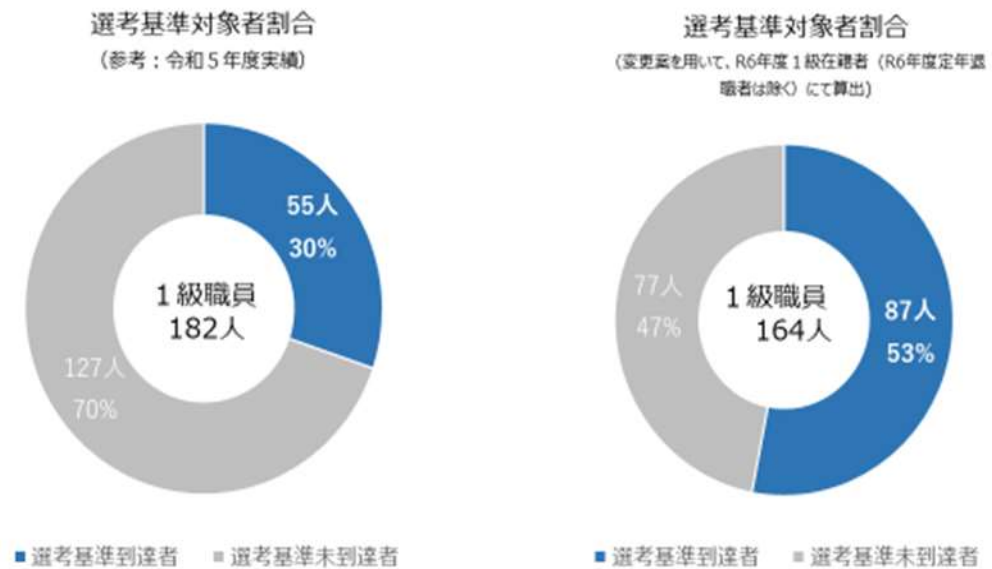
2 実施時期

2024(令和6)年9月1日

【参考 1】昇格選考基準の新旧対照表

	現行制度（旧）	変更案（新）
昇格選考基準	人事考課点、勤続年数点、資格点の合計が100点に達している者。 （昇格基準日（各年度 4 月 1 日）までに退職する者を除く）	人事考課の絶対評価点、資格点の合計が、水道局企業職給料表(2) 1 級の絶対評価点の平均点以上の者。 （昇格基準日（各年度 4 月 1 日）までに退職する者を除く）
人事考課点	人事考課制度における相対評価区分ごとの過去 3 年度分加算点の合計点（上限：60点） 第 1 区分：25点 第 2 区分：15点 第 3 区分：10点 第 4 区分：0点 第 5 区分：-10点	昇格選考日の前年度人事考課の絶対評価点
勤続年数点	以下の点数（上限：60点） 勤続10年以下：1年につき4点 勤続11年以上：1年につき2点 休職等：-1点（連続した6月ごと）	廃止
資格点	別表に定める資格に応じた加算点の合計（2 資格まで、上限：20点）	別表に定める資格に応じた加算点の合計 ※新たに 4 つの資格を追加（2 資格まで、上限：0.2点）

【参考 2】選考基準対象者の比較



【参考3】資格点の新旧対照表

別表（現行）

資格	加算点			
	下位級		上位級	
技術士補	技術士補	10	技術士	20
管工事施工管理技士	2級	5	1級	10
土木施工管理技士	2級	5	1級	10
エネルギー管理士		5		
建築設備士		5		
消防設備士	甲種（特類、第1～5類）	5		
電気工事施工管理技士	2級	5	1級	10
電気主任技術者	3種	5	1種又は2種	10
工事担任者	AⅠ第1種、DD第1種、AⅠ・DD総合種	5		
公害防止管理者（水質関係第1種）		5		
建築施工管理技士	2級	5	1級	10
建築士	2級	5	1級	10
給水装置工事主任技術者		5		
水道施設管理技士	2級	5	1級	10
土木技術者	2級	3	1級	6



別表（変更案）

資格	加算点			
	下位級		上位級	
技術士補	技術士補	0.1	技術士	0.2
管工事施工管理技士	2級	0.05	1級	0.1
土木施工管理技士	2級	0.05	1級	0.1
エネルギー管理士		0.05		
建築設備士		0.05		
消防設備士	甲種（特類、第1～5類）	0.05		
電気工事施工管理技士	2級	0.05	1級	0.1
電気主任技術者	3種	0.05	1種又は2種	0.1
電気工事士	2種	0.05	1種	0.1
工事担任者	AⅠ第1種、DD第1種、AⅠ・DD総合種	0.05		
機械保全技能士	2種	0.05	1種	0.1
公害防止管理者（水質関係第1種）		0.05		
建築施工管理技士	2級	0.05	1級	0.1
建築士	2級	0.05	1級	0.1
給水装置工事主任技術者		0.05		
水道施設管理技士	2級	0.05	1級	0.1
土木技術者	2級	0.03	1級	0.06
コンクリート診断士		0.03		
コンクリート主任技士		0.03		

※ 国家資格：0.05 民間資格：0.03（水道施設管理技士、土木技術者、コンクリート診断士、コンクリート主任技師）が民間資格
 なお、水道施設管理技士については、水道技術に特化した資格であるため国家資格と同等とする。
 また、技術士補は有用度・難易度等考慮して0.1点とする。